

令和5年12月27日開催

令和5年度
燕市農業委員会第9回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第9回総会 議事録

1. 開催日時 令和5年12月27日(水曜日)
午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(24名)

1番 山浦 博	12番 山田 直子	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	13番 江口 保	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	15番 江辺 耕一	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	16番 金山 吉夫	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	17番 瀬戸 一義	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	18番 五十嵐博子	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	19番 明田栄以知	
8番 藤田 浩介	20番 阿部 恵作	
9番 遠藤 忠夫		
10番 長谷川治仁		

4. 欠席委員

欠席 2名 11番 澁木 誠治、14番 渡邊美代子

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第22号 農地の転用事実に関する照会について

報告第23号 認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 47 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 50 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 51 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定に
ついて

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 主任 波多野見保 主任 治田祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

9 番 遠藤 忠夫 10 番 長谷川治仁

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 11 番 澁木誠治委員、14 番 渡邊美代子委員の 2 名より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 24 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 9 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 9 番 遠藤 忠夫 委員及び</p> <p>議席番号 10 番 長谷川治仁 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 21 号から第 23 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 21 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>議案につきましては、事前配布してございますので、各解約の一番目のみ読み上げさせていただきます。初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 76 番 長辰字長崎の田、1 筆、75 m²、中間管理事業移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>小作権の解約は、計 2 件、2 筆、200 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 78 番 小高字島田、他の田、計 8 筆、7,458 m²、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、計 3 件、13 筆、16,246 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 81 番 国上字長辰の田、1 筆、1,341 m²、公共用地買収に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、計 14 件、37 筆、35,528.3 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 95 番 長所字前田川東の田、1 筆、1,598 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>中間管理事業の解約は、計 60 件、275 筆、239,019 m²となります。</p> <p>合意解約の総合計は、79 件、327 筆、290,993.3 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 22 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 14 番 小高字新田の田畑、計 3 筆、311.74 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>受付番号 15 番 柚木字居掛の田、1 筆、3.30 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p>
事務局	<p>受付番号 16 番 関崎字寺浦の畑、1 筆、373 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 23 号「認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 1 番 柚木字館ノ越の田、計 1 筆、面積 528 m²のうち 215.06 m²、転用目的は、「携帯電話基地局の設置」、農振地域外であります。位置図は、議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>

	(質問なし)
議 長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 46 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 29 番 吉田法花堂字上村の畑、計 2 筆、281 m ² 、契約内容は贈与、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 30 番 長所字浦田の畑、1 筆、62 m ² 、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の同じく 2 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 31 番 横田字女郎島の畑、1 筆、196 m ² 、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。 以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件については、去る 12 月 20 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	12 月 20 日、午後 1 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 2 事前審査委員会、欠席委員 1 名、出席委員 12 名による審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 47 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 47 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。 受付番号 13 番 柚木字枯木の田、1 筆、1,099 m ² 、当初計画では展示用倉庫及び分家住宅を建築する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が駐車場 38 台を整備するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 14 番 下粟生津字上組の田、1 筆、172 m ² 、当初計画では建売住宅 7 棟を建設する計画でしたが、1 区画のみ承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 6～7 頁をご覧ください。 説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「農地転用事業計画変更承認申請」2 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。

議 長	次に、議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 48 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 5 番 国上字太田前の畑、計 2 筆、1,738 m²、転用目的は、住宅及び通路。位置図・土地利用計画図は、議案資料 8～9 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は昭和 58 年には住宅を建築済みであり、相続により農地であることが判明し転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 6 番 東太田字西通端の田、計 2 筆、644 m²、転用目的は、住宅。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10～11 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は昭和 30 年代から住宅を建築済みであり、農地であることが判明し転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 7 番 水道町四丁目の畑、1 筆、102 m²、転用目的は、駐車場 2 台。令和 6 年 1 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 12～13 頁をご覧ください。</p> <p>申請地の隣地に申請人の住宅があり、駐車場が不足しているため駐車場 2 台を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>あります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」3件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号58番 桜町字小屋場の田、計2筆、212㎡、転用目的は駐車場5台。契約内容は売買、令和6年3月4日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p> <p>駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場5台を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号59番 柚木字枯木の田、1筆、1,099㎡、転用目的は駐車</p>

事務局	<p>場 38 台。契約内容は賃貸借、令和 6 年 2 月 29 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 4～5 頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号 13 番で説明した案件であります。</p> <p>新店舗開店に伴い、従業員の駐車場が不足しているため、当該地を借り受け、駐車場 38 台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 60 番 野本字村附の田、1 筆、303 m²、転用目的は工場増築。契約内容は売買、令和 6 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 16～17 頁をご覧ください。</p> <p>精密機械部品の切削加工業を営んでおり、当該地を購入し、工場を増築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 61 番 井土巻二丁目の田、1 筆、762 m²、転用目的は商業施設用地。契約内容は売買、令和 6 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 18～19 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地を購入し、商業施設用地として整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 62 番 井土巻字土手外の畑、計 2 筆、966 m²、転用目的は共同住宅 12 戸及び駐車場 22 台。契約内容は売買、令和 7 年 3 月 10 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 20～21 頁をご覧ください。</p> <p>当該地を購入し、共同住宅 12 戸、駐車場 22 台を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判</p>

事務局	断されるところであります。
事務局	<p>受付番号 63 番 笈ヶ島字五郎右エ門田の田、1 筆、1,911 m²、転用目的は駐車場 48 台。契約内容は売買。令和 6 年 4 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>業務拡張に伴い、従業員の駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場 48 台を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 64 番 下粟生津字上組の田、1 筆、172 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 6 年 3 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 6～7 頁へお戻りください。先ほど、計画変更の受付番号 14 番で説明した案件であります。</p> <p>現在アパートに住んでおりますが手狭となったため、当該地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 65 番 吉田鴻巣字箱根の田、計 4 筆、336.38 m²、転用目的は住宅。契約内容は使用貸借。令和 6 年 4 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 24～25 頁をご覧ください。</p> <p>家族が増え住宅が手狭となったため、親族が所有する当該地を借り受け、住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 66 番 下粟生津字山ノ下の田、計 4 筆、2,421 m²、転用目的は再生土・砕石ストックヤード。契約内容は賃貸借。令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 26～27 頁をご覧ください。</p>

事務局	<p>業務の拡大を図るため、当該地を借り受け、再生土及び碎石のストックヤードとして整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 67 番 燕字津雲の田、1 筆、36 m²、転用目的は駐車場 2 台。契約内容は売買、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 28～29 頁をご覧ください。</p> <p>駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場 2 台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 68 番 燕字津雲の畑、1 筆、168 m²、転用目的は駐車場 5 台。契約内容は売買、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 30～31 頁をご覧ください。</p> <p>電気工事店を営んでおりますが、駐車場が不足しているため、当該地を購入し駐車場 5 台を整備するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、「農地法第 5 条の規定による許可申請」11 件、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 50 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 50 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号 10 番 笈ヶ島字笹曲の田、2 筆、928 m²、移転時期は令和 6 年 1 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 1 月 31 日。位置図は議案資料の 32 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 14 番 杉名字杉名の田、計 5 筆、4,094 m²、設定期間は令和 15 年 12 月 28 日までの 10 年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p>
事務局	<p>新規設定については、計 41 件、194 筆、163,947 m²となります。</p> <p>再設定については、計 14 件、39 筆、27,315 m²となります。</p> <p>利用権設定の合計は、55 件、233 筆、191,262 m²となります</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 1 件、利用権の新規設定 41 件、再設定 14 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 51 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 51 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 286 番 関崎字荒古、他の田、計 5 筆、5,016 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>10 年の公社借入は、計 23 件、147 筆、208,798 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、47 ページをご覧ください。8 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 309 番 下粟生津字上組、他の田、計 7 筆、14,482 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 8 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>8 年の公社借入は、計 3 件、19 筆、24,418 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、48 ページをご覧ください。5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 312 番 長所字沖の田、計 2 筆、1,294 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> <p>5 年の公社借入は、計 3 件、4 筆、2,193 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、49 ページをご覧ください。4 年の集積計画であります。</p>

事務局	<p>受付番号 315 番 佐渡山字川下の田、1 筆、883 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 9 年 12 月 27 日までの 4 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>続きまして、公社貸付の 10 年の農用地利用集積計画であります。 受付番号 167 番 長所字前田川東、他の田、計 21 筆、46,413 m²、 設定期間は令和 15 年 12 月 31 日までの 10 年であります。 10 年の公社貸付は、計 15 件、147 筆、208,798 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、56 ページをご覧ください。8 年の集積計画であります。 受付番号 182 番 熊森字割前、他の田、計 12 筆、9,936 m²、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 8 年であります。 8 年の公社貸付は、計 3 件、19 筆、24,418 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、57 ページをご覧ください。5 年の集積計画であります。 受付番号 185 番 長所字沖の田、計 2 筆、1,294 m²、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年であります。 5 年の公社貸付は、計 3 件、4 筆、2,193 m²となります。</p>
事務局	<p>次に、58 ページをご覧ください。4 年の集積計画であります。 受付番号 188 番 佐渡山字川下の田、1 筆、883 m²、設定期間は令和 9 年 12 月 27 日までの 4 年であります。 なお、関係委員の案件として、公社借入の受付番号 305 番に本田委員の案件があります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号 305 番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入、関係委員の案件である 1 件を除く 29 件、公社貸付 22 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

	(質疑なし)
議 長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号2番 本田繁委員は退室願います。 (関係委員 退室 午後2時6分)
議 長	それでは、関係委員の案件、公社借入の受付番号305番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、受付番号305番について、異議がなかったことを報告致します。
議 長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議 長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後2時7分)
議 長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議 長	以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。な

<p>議 長</p>	<p>お、議案第 50 号、第 51 号の案件につきましては、<u>12 月 28 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 10 分)</p>
------------	--

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月27日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 藤 忠天

議事録署名委員 長谷川 治仁
